

岡山弁護士会 岡山仲裁センターが
豪雨災害に関連したトラブルを解決するお手伝いをします

弁護士会の仲裁(災害ADR)

平成30年7月豪雨災害により、建物が損壊して賃貸借関係や修繕方法で問題が生じたり、土砂崩れや塀が倒れるなど近隣間でのトラブルに悩んでいませんか？

弁護士会の仲裁(災害ADR)は、大規模災害に関連する民事上の紛争について、弁護士が仲裁人として当事者双方の言い分をよく聞いて、話し合いで紛争の円満な解決をめざすものです。

申立手数料は
無料です
(紛争解決時には成立
手数料が発生します)

申立てを
弁護士が
サポートします

原則3回以内の
話し合いで紛争解決
をめざします

災害ADRは裁判より迅速で、柔軟性がある
紛争解決ができるとされています。
東日本大震災や熊本地震の際にも数多く利
用されています。

お問い合わせ



岡山弁護士会 岡山仲裁センター

〒700-0807 岡山市北区南方1-8-29

TEL 086-223-4401 FAX 086-223-6566

<http://www.okaben.or.jp/>

